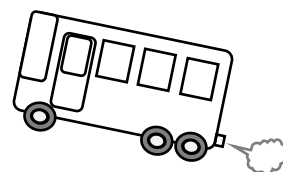


令和8年度 島田市バスツアー誘客促進事業補助金

静岡県島田市への 観光バスツアーの催行に 補助金を交付します!!



対象者

旅行業法第2条第1項に規定する旅行業の登録を受けた**旅行者**

対象ツアー

島田市内の観光施設等の**2か所以上**の利用をその行程に含み、出発地を市外とする募集型企画旅行または受注型企画旅行であり、以下の条件を満たすもの。

- ・ ツアー参加人数(乗務員及び添乗員を除く)が**バス1台につき15人以上**であること
- ・ **観光を主たる目的**としたバスツアーであること

※国や自治体等、公的な団体が実施する研修旅行及び宗教活動や政治活動の一環の旅行は対象外となります。

補助金額

バス1台につき、**30,000円** 島田市内での**宿泊を伴う場合は70,000円**を補助!

※補助金の合計額は1つの営業所につき**500,000円を限度**とします。

実施期間

申請期間：**令和8年5月1日(金)～令和8年10月9日(金)**

バスツアー催行期間：**令和8年6月1日(月)～令和8年10月31日(土)**

※上記期間中に催行予定のツアーはまとめて申請可能です。

※申請期限は出発日の**20日前**です。

※予算の上限に達した場合は募集を締め切ります。

<お問い合わせ先>

島田市観光文化部観光課 観光政策係

〒427-8501 静岡県島田市中央町1-1

TEL:0547-36-7399 MAIL:kankou@city.shimada.lg.jp

申請方法は
裏面をご覧ください。



【補助金交付の流れ】 詳細や必要書類のダウンロードは市HPから⇒ ⇒ ⇒
「島田市バスツアー誘客促進事業補助金交付要綱」を必ず
ご確認ください。



事業者）補助金交付申請（令和8年5月1日（金）～令和8年10月9日（金）まで）

指定の申請フォームから必要書類を添付して出発日の20日前までに申請。

▶提出書類

- ①「補助金交付申請書」
- ②「事業計画書」（様式第1号）
- ③行程、催行予定日、参加予定人数が確認できる書類（行程表、募集チラシ等）
- ④旅行業の登録を受けたことが分かる書類

※対象期間中の催行を計画しているツアーは、まとめて申請可能です。

島田市）交付決定通知（メール）

事業者）ツアーの催行（令和8年6月1日（月）～令和8年10月31日（土））

立ち寄り先の観光施設等や宿泊施設には、事前に予約及び本補助金を使用する旨をお伝えいただき、現地にて「観光施設等利用証明書（様式第2号）」及び「宿泊証明書（様式第3号）」を取得してください（ツアー毎）。

事業者）補助金実績報告（ツアー完了後30日以内）

指定の申請フォームから必要書類を添付して報告。

▶提出書類

- ①「実績報告書」
- ②「事業実績書」（様式第1号）
- ③「観光施設等利用証明書」（様式第2号）
- ④「宿泊証明書」（様式第3号）※市内宿泊を利用した場合
- ⑤ツアーの行程が分かる書類（実績）

島田市）補助金交付確定通知（メール）

事業者）請求書の提出（交付確定通知書受領日から10日を経過した日まで）

請求書原本を表面に記載の＜お問い合わせ先＞宛に郵送。

※内容に不備がなければ、請求後1か月程度で支払予定。

【申請内容の変更が生じた場合の流れ】-----

事業者）補助金の変更申請 ※軽微な変更については不要。

ツアーのキャンセルや申請の中止など、交付決定金額に変更が生じる場合や立ち寄り先が変更となる場合は随時、指定のフォームから必要書類を添付して申請。

▶提出書類

- ①「変更承認申請書」
- ②「変更事業計画書」（様式第1号）
- ③変更後のツアーの行程が分かる書類